

竹下亘 自民党ITS推進・道路調査会会長に対する 「トラック運送業界からの最重点要望事項」

令和2年11月11日



1. 新型コロナウイルス感染症にかかる各種支援措置の継続等

新型コロナウイルス感染症が収束し、日本経済が正常に回復するまでの間、エッセンシャル事業として国民生活と産業活動を支えるトラック運送事業の事業維持、継続のため、

税制関連事項については、法人税、消費税、自動車関係諸税等 国税・地方税の納付猶予 及び中小事業者等に対する 固定資産税等の減免措置の延長等 負担軽減措置を講じられたい。

また、予算関連事項については、実質無利子・無担保の融資をはじめとした 資金繰り対策 及び 雇用調整助成金等の特例措置の延長等 各種助成金による支援の継続等の措置を講じられたい。

2. 高速道路料金等の引下げ

トラック輸送にとって、高速道路の利用は、ドライバーの拘束時間短縮等働き方改革の実現、輸送時間の短縮及び定時制の確保等生産性の向上の実現に不可欠のものであり、国民生活と経済のライフラインとしての機能を果たす営業用トラックについて、以下の措置を講じられたい。

① 新型コロナウイルス禍を克服し、日本経済が正常に回復するまでの間、高速道路の大口・多頻度割引の実質50%以上の割引の適用

② 首都高速道路における激変緩和措置の延長

【首都高速道路における令和3年3月末までの激変緩和措置(平成28年決定)】

	平成28年度まで			平成29年度～令和2年度末			令和3年度以降	
車種間比率 (普通車1.0)	中型車	1.0	→	1.07	→	1.20		
	特大車	2.0	→	2.14	→	2.75		

③ 深夜割引の拡充 (現在:0時～4時 → 要望:22時～5時)

④ 長距離逓減制の割引の拡充

⑤ 本四高速におけるNEXCOと同様の割引制度の実現

3. 道路整備の推進

平常時・災害時を問わず安定的な輸送を確保する等、トラック運送事業者がより道路を活用できるよう、以下の施策を講じられたい。

◆ 「重要物流道路」をはじめとする高速道路等ネットワークの整備推進

- ① 未供用の道路等の「重要物流道路」への追加指定
- ② ミッシングリンクの解消
- ③ 高速道路の暫定2車線区間の4車線化への推進 等

◆ 休憩・休息施設、中継物流拠点の整備・拡充

- ① SA・PA、道の駅における大型車、特大車用駐車スペースの整備・拡充
- ② シャワー施設の設置箇所拡大等休憩・休息施設の充実
- ③ 中継物流拠点(コネクタエリア)の設置箇所拡大

4. 自動車税制関連について

◆ 自動車関係諸税の軽減

- ① トラックの取得・保有・走行の各段階における過重で複雑な自動車関係諸税の簡素化・軽減
- ② 自動車重量税のエコカー減税、自動車税の環境性能割特例措置、ASV(先進安全自動車)特例措置及び自動車税グリーン化特例等、各種特例措置の延長

◆ 中小企業投資促進税制の延長

車両総重量3.5トン以上の普通貨物自動車を対象となっている中小企業投資促進税制の適用期限の延長

5. 働き方改革実現のための諸対策の推進

中小トラック運送事業者における働き方改革の一層の推進を図るため、荷主と一体となった生産性の向上や労働力確保につながる労働環境の改善に向けた「ホワイト物流」推進運動の更なる展開や取引環境の改善等、各事業者が働き方改革に取り組んでいくための支援策の充実・拡大